

●香川県告示第453号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成19年9月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱（昭和60年香川県告示第328号の4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(領収書の交付を省略できる収入) 第8条 略</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p><u>(19) 丸亀高等学校武道館開放事業のうちスポーツ教室の受講料</u></p>	<p>(領収書の交付を省略できる収入) 第8条 規則第33条第2項に規定する会計管理者が指定する収入は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(18) 略</p>

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。